

(記載例5)

事件番号 佐労委平成〇年(不)第 〇号

事件名 〇〇〇 不当労働行為事件

平成〇年〇月〇日

佐賀県労働委員会

会長 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
被申立人 名称 〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 ㊟
(署名又は記名押印)

答 弁 書

標記事件について被申立人は、下記のとおり答弁します。

記

請求する救済内容に対する答弁

本申立てについて、棄却命令(却下決定)を求めます。

不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

1について

認める。

2について

不知。

3について

組合が、団体交渉を申し入れた事実は、認めるが、会社は、組合に対して、「具体的要求額を示して欲しい。それを会社で検討した上で、なお交渉の余地があると判断した場合は団交に応じる。」と言っており、決して団交拒否はしていない。

4について

認める。

5について

否認する。

(答弁書記載上の注意)

1 事件番号、事件名

調査開始通知書により通知しますので、その番号及び事件名を記載してください

2 請求する救済内容に対する答弁

(1) 申立人が請求している救済に理由がないと考えるときは、「棄却」を求めてください。

(2) 申立てが労働委員会規則第33条第1項各号の1（不当労働行為の日から1年を経過した後の申立てであるとき、申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなき等）に該当すると考えるときは、「却下」を求めてください。

3 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

(1) まず、申立書の不当労働行為を構成する具体的事実に対する認否をできるだけ記載例のように、認める、認めない（否認）、知らない（不知）という表現で申立書の順序にしたがって箇条書に記載してください。

(2) 次に、積極的に主張、反論すべき事実や法律論を簡潔、明確に記載してください。